

○長野原町林住宅設置及び管理に関する条例

平成20年12月5日

条例第28号

(趣旨)

第1条 この条例は、長野原町立第一小学校児童増員を促進することを目的とした林住宅の設置及び管理について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 林住宅 第1条の目的達成のため建設した住宅及びその附帯施設
- (2) 収入 公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)第1条第3号に規定する収入をいう。

(名称及び位置)

第3条 林住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置	建設年度	戸数
林住宅	長野原町大字林953番地4	平成20年度	10戸

(入居者の資格)

第4条 林住宅に入居することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。ただし、(1)に関し町長が必要と認める場合はこの限りでない。

- (1) 現に同居する小学生の児童を有する者であること。
- (2) 入居を希望する者の収入が、当該住宅の家賃の5倍以上であること。
- (3) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする配偶者その他親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (4) 道府県民税及び市町村民税(都民税及び特別区民税を含む。)を滞納していないこと。

(入居者の選考及び決定)

第5条 町長は、入居の申込みをした者の数が、入居させるべき住宅の戸数を超えるときは、抽選により入居者を決定する。

2 町長は、前項の規定により入居者を決定したときは、その旨を入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)に対し通知するものとする。

(入居補欠者)

第6条 町長は、前条の規定により入居者を決定する場合において、入居決定者のほかに住宅入居の補欠として入居順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。

2 前項の入居補欠者の資格の有効期間は1年以内とする。ただし、次回の入居者の公募が1年を超えたときは、その入居者が決定する日の前日までの間とする。

3 町長は、入居決定者が当該住宅に入居しないとき、又は現に住宅に入居中の者が次回の入居者公募の日以前に当該住宅を立退いたときは、第1項の入居補欠者のうちからその入居順位に従い入居者を決定しなければならない。この場合においては、前条第2項の規定を準用する。

(家賃の決定及び変更)

第7条 住宅の家賃は、規則で定めるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、家賃を変更することができる。

- (1) 物価の変動に伴い家賃を変更する必要があるとき。
- (2) 住宅相互の間における家賃の均衡上家賃を変更する必要があるとき。
- (3) 住宅及び附帯施設について改良を施したとき。
- (4) 入居同居者の児童が当該小学校を卒業し、なおかつ通学区域内の中学校在学中のとき。

(家賃の減免又は徴収猶予)

第8条 町長は、次の各号のいずれかに掲げる特別の事情がある場合において家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対しては、規則で定めるところにより当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

- (1) 入居者(同居者を含む。以下この条において同じ。)の収入が著しく低額であるとき。
- (2) 入居者が病気にかかり著しく生活が困難となったとき。
- (3) 入居者が災害により著しい損害を受けたとき。
- (4) その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。

(敷金)

第9条 町長は、入居者から入居時における3月分の家賃に相当する金額の敷金を徴収する。

2 町長は、敷金について、減免又は徴収の猶予は行わない。

(住宅の明渡請求)

第10条 町長は、入居者が次の各号に該当する場合において、当該入居者に対し、当該住宅の明渡を請求することができる。

(1) 入居同居者が当該小学校を除籍となったとき。

(2) 入居同居者の児童が当該小学校を卒業し、なおかつ通学区域内の中学校を卒業したとき。

2 町長は、第1項各号の規定に相当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、請求の日の翌日から明渡しを行う日までの期間については、毎月、家賃相当額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

(その他の事項)

第11条 この条例に定めるもののほか、長野原町林住宅の管理に関し必要な事項は、長野原町町営住宅管理条例の規定の例による。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。